

議第40号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条又は第25
条」に改める。

別表第1 1備考6中「10円」を「1円」に改める。

別表第1 2備考以外の部分中「5,180」を「5,300」に、「1,240」を「1,300」
に改め、同表備考3中「10円」を「1円」に改める。

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
甲	乙
	720 ^円
	950
	800
	5,280
110	11
160	16
240	24

320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
4,600	450
2,600	260
260	26
5,300	530
810	
5,300	530
320	
24,000	2,100
11,000	
50	
110	
7,800	
80	
32	
160	
80	

別表第2備考5中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとみなして」を「切り捨てて」に改め、同備考8中「10円」を「1円」に改める。

別表第3土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「321」を「330」に改め、同表備考1中「1立方メートル未満」を「0.01立方メートル未満」に、「1立方メートルとみなして」を「切り捨てて」に改め、同備考2中「10円」を「1円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用又は採取（以下「占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、水路等産出物採取料）（以下「流水占用料等」という。）について適用する。ただし、施行日前に開始した占用等に係る流水占用料等のうち、施行日から令和7年3月31日（管路、電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類、その他柱類、鉄塔、軌条（鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。）並びに広告用工作物を設置するための土地の占用であって、占用に係る期間が1年以下である場合にあっては、当該期間が満了する日）までの占用等に係る流水占用料等に関する改正後の条例（別表第1 1備考、別表第1 2備考、別表第2備考及び別表第3備考を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続する占用等に係る流水占用料等の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても河川法第23条、第

24条又は第25条（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、同条例第9条第1項又は第4項）の規定による許可を受けている占用等について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の流水占用料等の額が、この条例による改正前の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の流水占用料等の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用等に係る同年度以降の各年度の流水占用料等の額を減額することができる。

提案理由

流水占用料等の適正化を図る必要があるので提案する。